

## 令和3年 第3回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年3月24日(水) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時05分

開催場所 占冠村総合センター 2階 視聴覚室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 4番 江頭 謙一郎  
5番 堀井 京子 6番 下川 園子

欠席委員 2番 熊崎 一弘 3番 伊藤 清志

事務局 事務局長 平岡 卓 主幹 杉岡 裕二 主任 坂本 龍哉

議事日程 日程第 1 会議録署名委員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

## 令和3年 第3回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 ただ今より、令和3年第3回占冠村農業委員会総会を開催いたします。本日、欠席の通知を受けている委員は、2番熊崎委員、3番伊藤委員の2名です。したがって、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により、本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり4日程です。本総会に付議された案件は議案第1号の1件です。日程については以上です。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めていただきます。

議長 ただ今の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、1番 鈴木 雅士君、6番 下川 園子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について事務局より報告願います。

事務局 (読み上げて報告)

事務局 補足説明させていただきます。

高齢者叙勲の対象者は[ ]となっています。

議長 ただ今の報告について、質疑等はありませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。

議長 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、を受付番号ごとに事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

受付番号1 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。受付番号1について質疑等はありませんか。

[ ]  
これは継続案件ですか。

事務局 継続案件ではございますが、昨年、[ ]が亡くなられて[ ]  
[ ]に相続登記完了しておりますので、[ ]名での契約に変更  
になっております。

[ ] [ ]は[ ]の[ ]ですか。

事務局 そうです。

[ ] [ ]と[ ]との契約は他にもありませんでしたか。

事務局 いいえ。この[ ]筆だけです。

[ ] それだけでしたか。わかりました。

事務局 契約に入っていない[ ]のような土地は[ ]が自分で管理するとい  
う話でした。このような空いた土地については湿地となっておりますので、[ ]  
[ ]としても管理ができない、牧草ではないということでこの間借りてい  
た[ ]筆のみの更新となっております。

[ ] 毎年、1年の契約だったものが2年になっておりますので、双方で話はされ  
ているのだと思います。

議長 他に質疑等ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

議長 続きまして、受付番号2について、事務局より説明願います。

事務局 受付番号2 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。受付番号2について質疑等ございませんか。

事務局 補足させていただきます。

前回の第2回農業委員会にて[ ]と[ ]との利用権設定の承認をい  
ただきました。その際に[ ]から[ ]が以前使用していた畑に  
ついて現在使われておらず、今後も使わないようであれば、農業者が使用した  
方が農地の保全がされるというお話をいただいております。[ ]に確認  
しましたところ、了解を得ることができましたので今回の案件とさせていただ  
いております。

終期の日付が[ ]となっております。これは前回承認いただきました契  
約と終期を合わせる形で概ね5年間の契約となっております。

[ ] 今まで契約していた他の土地は今回に含まれていることになるのですか。

事務局 いいえ、今まで契約していた土地は前回の総会の案件で、今回はそのときに

含まれていなかった土地を追加している形です。

前回の契約と1カ月の誤差があるので終期を合わせているということです。今年中に草地にすることはできそうですか。(草地更新)事業に含まれていないですね。

事務局 事業に含まれてはいません。[ ]が使い終わった後に[ ]もジャガイモ等の生産物を植えていた経過もあり、今回正式に契約を結んで自力で草地更新を行うという話を聞いております。

議長 他に質疑等ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

議長 続きまして、受付番号3について、事務局より説明願います。

事務局 受付番号3 (読み上げて提案)

議長 受付番号4についても貸貸人賃借人ともに同じで関係がありますので、受付番号4についても説明願います。

事務局 受付番号4 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。受付番号3、4について質疑等ございませんか。

[ ] この反当り単価2,800円というのは村で決めているものですか。

事務局 平成20年まで農業委員会で3~4年に1回小作料の改定を行っていました。現在もその価格を使用しております。飼料作物であれば、トマム地区以外は1,200円、トマム地区は1,000円となっております。小作料を決めるにあたっては小豆の生産量を基準にしまして中央は2,800円となっております。

[ ] 小豆を基準とした結果、トマム地区はいくらくらいですか。

事務局 正確な金額は確認してお伝えさせていただきます。平成20年以降は小作料の見直しを農業委員会で行わなくてよいとなっておりますので、その時の金額を現在も使用しております。

[ ] 私も[ ]から借りていたときに飼料作物の金額で借りていたと記憶しています。

事務局 当時は飼料畑として利用という内容の契約だったのではないかと思います。

[ ] 飼料畑として利用しているところもありましたが、野菜も作っていました。

事務局 基本的には生産物があって農家さんの収入があれば、自家消費の牧草よりは

単価をあげるということになっております。

事務局 ■■■■■ の案件は継続の案件なのですか。

受付番号3については新規の契約になっております。昨年まで■■■■■が■■■■■を作っていた圃場になります。今年度は■■■■■と緑肥を入れていきたいと聞いています。3年間は■■■■■を切り替えながら生産できる計画となっています。

事務局 ■■■■■ 以前借りていた土地は草地にして返すということでしょうか。

受付番号4の■■■■■圃場については■■■■■に賃貸契約を結んでおりまして約■■■■■の土地で■■■■■の生産を予定しておりました。しかし、■■■■■で生産していた■■■■■が鹿の食害にあっけし、■■■■■しか植えることができず、■■■■■くらいが使えなかった圃場となっております。6月から2年10ヵ月の期間で追加契約を含めて(■■■■■)継続で使わせてほしいということでした。■■■■■については■■■■■に返すということになります。

事務局 ■■■■■ 今後も3年の周期で場所が変わっていくということですか。

そうです。

事務局 ■■■■■ 使った場所を草地として返しては新しい場所をとということですか。

デントコーン等の草地ではない場所に入らせてもらって緑肥を入れて■■■■■を収穫して返すということです。返された農家さんとしてはデントコーンの圃場として使用するのではないかと思います。

■■■■■から質問いただいておりましたが、契約の中では草地として返さなければならないということにはなっておりません。ただし、使用されているときに雑草防除等を丁寧にされておりますので、牧草やデントコーンを入れても雑草が少ないという状況も聞いております。また、■■■■■も■■■■■が残ったままになっていないか等をかなり気にされて清掃してお返ししているようですので、農地の状態は問題ないと考えております。

事務局 ■■■■■ 田は水田の奨励金があると思いますが、■■■■■に支払われることになるのですか。

■■■■■の■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■は産地づくり交付金があったっています。それで昨年、個票の整理をしてきましたが、ここは緑肥しか入っていませんでした。産地づくり交付金は緑肥に対しては交付金があるかないことになっております。ただし、緑肥を植えた次年度に■■■■■等を植えますと地力が増進して生産量が上がるといった目的がはっきりしている場合には収穫物のあった年に2年分を交付するということになります。

個票の審査を受ける必要がありますので、審査が通ればということにはなりますが、来年度以降は緑肥分についても交付金がもらえるような仕組みになる

よう進めております。ただし、北海道、農林水産省の審査がありますし、今年度の産地ビジョンの見直しでは少額使途等の妥当性を問われており、小規模な生産者の生産性向上を目的としたものではありませんので、小規模だから支援していると見られないようにしなければなりません。高収益で水田の利用が相応しいという見方をして産地交付金をあてていかなければなりません。今回は産地ビジョンをとおして[ ]も交付金を受けられるということにしていく必要があります。

[ ]  
事務局 今年は奨励金が入らないということですか。  
[ ]については今年度[ ]を植える予定ですので、[ ]を植えて生産物ができれば受けることはできます。他の場所については今年度緑肥を入れる予定と聞いておりますので今年度は受けられないこととなります。

[ ]  
事務局 (緑肥を植えた箇所は) 来年度受けることができるということですか。  
来年度2年分受けられるように支援していきたいと考えています。その段取りができたので田であっても賃貸を交わさせてもらえたということになっています。こちらでも受けられるように交付金の申請を進めていきたいです。賃貸料金も水田のため、畑よりも高い金額になっています。賃料支援という目的のものではございませんが、水田としてのメリットがないと生産者の負担にもなってしまいますので、クリアできるように進めてまいります。

[ ]  
事務局 [ ]が緑肥を入れる目的はなんですか。  
緑肥を入れるのは線虫対策です。[ ]もそうだったのですが、線虫が[ ]を傷つけて黒い斑紋のようなものができてしまいます。そうなってしまうと価格が下がってしまいます。線虫対策を行うために芥子菜等を入れておこすことで被害が少なくなります。

[ ]  
事務局 緑肥を入れて次の年に[ ]を植えるということですね。  
あとは牛糞等のたい肥を入れないで生産した方がいいということですので、他の農家さんと協力しながら必要な量のたい肥をいただいたり、緑肥をまいたりして長年の経験を活かして生産を続けられています。

事務局 3年のうちに[ ]の生産が終わってしまう土地も発生しますので、販売収益を上げていくために他のものも模索している段階のようです。話を聞いたときには、アスパラ等の単価の高いものをこの地域でどうやって生産していくか等のお考えもあるようです。現時点では[ ]が販売の中心ということですが今後はこの地域に適した色々な生産物を考えているとのことですので委員の皆様にはご指導をいただければと思います。

事務局 1点補足させていただきます。[ ]の[ ]ですが[ ]との境界になっていますので、ここを外してしますと面が切れてしまいますので含めさせていただきます。

議 長 他に質疑等ございませんか。  
委 員 (なし)  
議 長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。  
委 員 (賛成多数)  
議 長 本件は原案のとおり決定されました。  
議 長 本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。  
これにて、令和3年第3回占冠村農業委員会総会を終了いたします。  
ご苦勞様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 番

6 番